

平成 22 年 9 月 9 日

佐賀県弁護士会

会長 様

佐賀市本庄町大字本庄 1 8 番地 2

土地家屋調査士 原田信介

電話番号 0952-25-8036

件名：佐賀県土地家屋調査士会が有償で行う仲裁・和解行為が弁護士法に抵触するか否か、ほかについての件。

内容

1. 佐賀県土地家屋調査士会が土地家屋調査士法第 3 条第 1 項第 7 号の指定を受け、佐賀県土地家屋調査士会のなかに境界問題相談センターというセクションを設置し、有償にて仲裁・和解行為をおこなっている。
2. 土地家屋調査士会の設立及び目的については土地家屋調査士法第 47 条に規定があるとおりで、同会が会員以外の国民に対して有償にて仲裁・和解行為をする行為をすることができる法的根拠もございません。
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第 28 条には認証紛争解決手続きの業務を行うことに関し報酬を受けることができる規定が存在しますが、佐賀県土地家屋調査士会は未だに同法第 5 条に規定がある法務大臣の認証を受けておりません。
3. 佐賀弁護士会は有償にて仲裁・和解行為をしても、報酬を得る目的で行っていないと主張すれば、弁護士法第 72 条に抵触しないとの判断をなされているのか？

上記の疑問点について、貴会から文書にて回答をお願いします。

2、添付資料

別紙のとおり

「境界問題相談センターさが」の設立・運営に関する協定書

佐賀県土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）と佐賀県弁護士会（以下「弁護士会」という。）は、調査士会が主催する「境界問題相談センターさが」（以下「本センター」という。）の設立・運営に関する弁護士会の協力について、以下のとおり協定する。

（趣 旨）

第 1 条 調査士会及び弁護士会は、本センターの設立・運営に関し、公正で利用し易いADR（裁判外紛争解決：Alternative Dispute Resolution）及び専門性を生かしたADRの発展を期する見地から、本協定に従い互いに協力する。

（本センターの組織）

第 2 条 本センターの組織は次のとおりとする。

- 一 本センターの設立・運営主体は、調査士会とする。
- 二 本センターの事務局は、調査士会内に置く。
- 三 本センターに運営委員会を置く。

（運営委員会）

第 3 条 運営委員会は調査士 5 人以内及び弁護士 2 人以内の運営委員によって構成する。

2 本センター長は運営委員会が調査士である運営委員の中から互選により、運営委員会の委員長をもって充てる。

3 運営委員会は次の事務を行う。

- 一 本センターの運営・管理・監督・指導・助言・調整等
- 二 事務局の補助
- 三 その他、業務に関する事項

（本センターの業務）

第 4 条 本センターでは、土地の境界に関する紛争及び土地の境界が明らかでないことを原因とする、民事に関する紛争（筆界特定手続による土地の境界紛争を含む）に係る民間紛争解決手続の相談及び和解の仲介・支援の調停を行う

2 本センターで扱う土地の所在の範囲は、原則として佐賀県内の区域とする。

（本センターの事業）

第 5 条 本センターは、次の各号に定める事業を行う。

- 一 本センターの業務に関与する者の研修
- 二 本センターに関する広報活動
- 三 法務局及び裁判所他の民間紛争解決機関との連絡協議
- 四 佐賀県弁護士会との連絡協議
- 五 その他、本センターの目的を実現するために必要な事業

（業務への弁護士の関与）

第 6 条 相談及び和解の仲介・支援を行う調停の各手続きには弁護士が関与する。

（弁護士会の協力及び条件）

第 7 条 弁護士会は、本センターの設立、運営に関し次の協力を行う。

- 一 本センターの構成や諸規則に関する助言すること。

- 二 運営委員、相談委員及び調停委員としての弁護士を推薦・派遣すること。
- 2 調査士会は、弁護士会の協力が、以下の条件に基づき行われることを確認する。
 - 一 本センターにおいて取り扱われる問題及び紛争は、第4条1項に規定する土地の境界に関する問題・紛争に限られ、それを越えて不動産一般の問題・紛争、あるいは相隣関係一般の問題・紛争を取り扱うものでないこと。
 - 二 本センターの運営は、弁護士法72条の趣旨を逸脱しないこと。
 - 三 本センターの運営は、透明性が図られること。
 - 四 本センターに運営委員・相談委員及び調停委員として選任される弁護士に支払われる日当または報酬は、弁護士会と別途協議して定める。

(本センターの運営、手続き)

- 第8条 本センターの経営上の責任は、調査士会が負う。
- 2 本センターの運営及び手続きは、調査士会が定める境界問題相談センターさかの規則、その他運営規程等（費用に関する規程を含む。）によって行う。
 - 3 本センターの手続きは非公開とし、紛争解決に携わる者および本センターの運営に携わる者は守秘義務を負う。

(その他)

- 第9条 本協定の運用に関して疑義が生じた場合および運用上問題が生じた場合は、調査士会および弁護士会は誠実に協議するものとする。

以上を証するため、本協定書を作成し、各当事者1通を保有する。

平成21年12月10日

佐賀県 弁護士会 会長



佐賀県 土地家屋調査士会 会長



境界問題相談センターさが

『境界問題相談センターさが』とは、土地の境界の専門家である土地^{とち}
家屋調査士^{かおく ちょうさし}と法律の専門家の弁護士が協働して、中立、公正なアドバイ
スを行い、境界問題の解決をお手伝いします。

お問合せ先 電話番号 0 9 5 2 - 6 5 - 3 2 0 1
 F A X 0 9 5 2 - 2 4 - 6 3 4 9

お電話、F A Xによる受付は

毎週火曜日・木曜日 （祝祭日はお休みです。）

午前10時から午後4時まで

申込書を受理した後、面談日時を決定します。

詳しい内容、パンフレットはこちらです。

受付面談手続（予約）申込書

境界問題相談センターさが ご案内

境界問題相談センターさが とは

とちかおく
土地の境界の専門家である**土地家屋調査士**と
法律の専門家の**弁護士**が協働して、**中立、公正**
な**アドバイス**を行い、**境界問題の解決**をお手伝
いします。

お問い合わせ先
電話番号
0952-65-3201

境界問題相談センターさが
毎週火曜・木曜日 午前10時から午後4時まで 祝祭日を除く

申込書にて受付面談の予約をお願いします。

(郵送・FAX・メール等)

まずは受付面談(無料)であなたのお話をうかがいます。

(第2・第4水曜日 午後) 祝祭日を除く

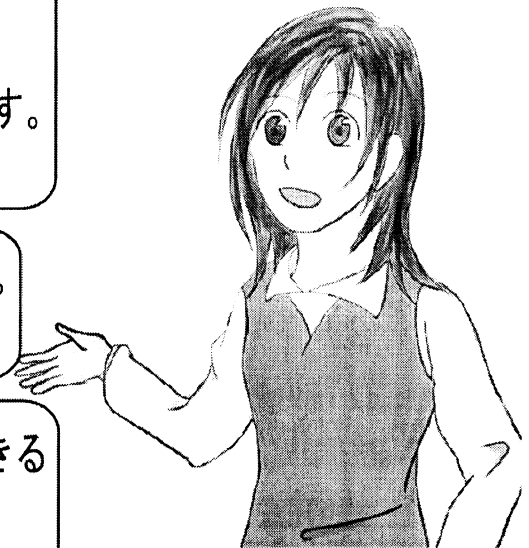
相 談 受付面談実施後、お申込みが必要です。

有料 (第1・第3水曜日 午後) 祝祭日を除く

調 停 お話し合いの場を提供し、お互いが納得できる
解決を図れるようお手伝いします。

有料

あなたが主役です。



境界問題相談センターさが

〒840-0041

佐賀市城内二丁目11番10-1号

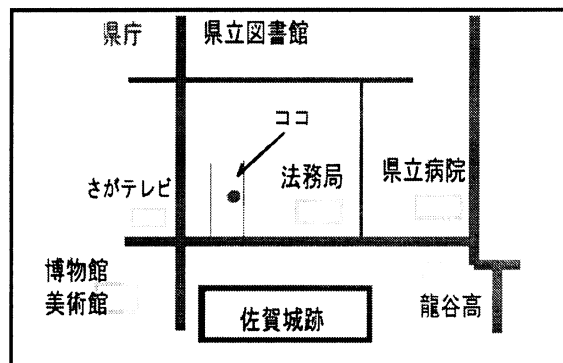
佐賀県土地家屋調査士会館内

電話 (0952) 65-3201

FAX (0952) 24-6349

E-mail sagatyo@po.bunbun.ne.jp

<http://www.sagatyo.net/>



紛争解決までの流れ

土地の境界問題

センターに電話による問い合わせ

申込書

受付面談

土地家屋調査士

無料

裁判所
センター以外の相談機関
筆界特定制度 等

(認定)
土地家屋調査士紹介

解決

相談

土地家屋調査士
(弁護士)

調停

相手方が 調停に応じた場合

土地家屋調査士 弁護士

別途消費税

相談手数料 10,000円

二回目以降弁護士同席
のときは20,000円

別途消費税

申立手数料 30,000円

調停手数料 申立人 相手方
各々 10,000円

必要に応じて 調査測量・鑑定実施

必要に応じて費用がかかります

調停不成立

取下

調停成立

成立手数料 50,000円

別途消費税

和解契約締結

登記手続
境界標設置

必要に応じて費用がかかります

終了

受付面談手続（予約）申込書

境界問題相談センターさが 御中

申込年月日 平成 年 月 日

下記のとおり、受付面談手続の申込みをします。

申込みを される方	お名前（法人名・代表者名） <div style="text-align: right;">⑩</div> 住 所 〒 <div style="text-align: right;">(TEL)</div> 生年月日 年 月 日 (歳)
代理人 補佐人 の場合	代理人・補佐人（該当する方に○） <div style="text-align: right;">⑩</div> 住 所 〒 <div style="text-align: right;">(TEL)</div>
面談の内容 ① 面談したい土地の場所はどこですか？（※土地の地番の記載をお願いいたします） 佐賀県 ----- 所有者のお名前 ----- ② 相手方のお名前は？ ----- ③ 相談したい内容は？ ④ 上記③について他機関で相談されましたか？ ない ある（ ） 毎月 第2・第4 水曜日 午後 13時30分～ 16時30分 希望日 月 日(水) ・ 月 日(水)	
このセンターのことを何でお知りになりましたか？（番号に○印） 1. 官公庁 2. 友人・知人 3. インターネット 4. 新聞 5. テレビ 6. 土地家屋調査士 7. 弁護士 8. その他（ ）	

(F A X送信可能 F A X : 0 9 5 2 - 2 4 - 6 3 4 9)

※ ご記入いただいた個人情報、境界問題相談センターさがにて厳重に管理し、他に転用することはありません。